

# これから人工透析を始められる方へ

次の順にしたがって申請を行ってください。

## 【1】特定疾病療養受療証（マル長）

人工透析に関しての自己負担額が1ヶ月10,000円、上位所得者は20,000円になります。

窓口	加入している健康保険組合、全国健康保険協会の都道府県支部、市区町村国民健康保険課
申請方法	①各保険によって異なるので、各健康保険の窓口にお問い合わせ ②窓口からもらってきた書類を主治医が記入する ③書類がそろったら窓口申請する

※おおむね申請月からの適応になります。

※入院時の食事代は自己負担になります。

## 【2】難病医療費助成制度（マル都医療券）

お住まいが東京都の方で「人工透析が必要な腎不全」に関する医療について、  
1医療機関ごとに1ヶ月10,000円の自己負担額を助成しています。

窓口	住民票のある地域を管轄する保健所等
申請書類	1. 難病医療費助成申請書兼同意書 2. 個人番号に係る調書（人工透析用） 3. 住民票（後期高齢者医療被保険者証の写しでも代用可） 4. 健康保険証の写し 5. 特定疾病療養受療証の写し 6. 高齢受給者証の写し（お持ちの方のみ）

※申請後2ヶ月ほどで送られてきます。

※入院時の食事代は自己負担になります。

## 【3】身体障害者手帳

人工透析を受けられる方は1級の申請ができます。

窓口	住民票のある福祉事務所・市区町村役所の身体障害者相談係（役所によって窓口の名称が異なります）
申請書類	1. 身体障害者手帳診断書・意見書 お住まいの福祉事務所・市区町村の身体障害者相談係（役所によって窓口の名称が異なります） で用紙をもらってきてください。身体障害者福祉法の指定医師が記入します。 2. 写真（たて4cm×よこ3cm）2枚 3. 交付申請書（市区町村の窓口にあります） 4. 印鑑